

定 款

制 定	2011年 2月 1日
最終改訂	2022年 1月 11日

公益財団法人 真生会館

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人真生会館と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学生及び社会人を対象とし、カトリックの精神に則り、その智徳を深め、また、豊かな知性と教養を涵養することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学識経験者、カトリック司祭・修道者・信徒及び人道的立場に基づき社会的活動をしている者等を講師とする各種定期講座、公開講演会及び研究会などの実施
- (2) 学生等を対象とする学びや交流等の場の提供
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産等)

第5条 この法人の目的である事業を行うため不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の全部または一部を処分しようとするとき、担保に供するとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員総数の3分の2以上に当たる多数の承認を得なければならない。

3 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事業計画書及び収支予算書を変更する場合も、変更の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた第 1 号から第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(定数)

第 10 条 この法人に、評議員 6 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、この定款において、「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

3 評議員会は満80歳を超えた者を、新たに評議員に選任することができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の全員の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 第7条に定める事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、並びに第8条第1項第3号から第6号までに掲げる決算に関する書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外、基本財産及びその他の財産の担保提供、重要な財産の処分及び譲り受け、並びに多額の借財の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面により、招集の通知を発しなければならない。ただし、あらかじめ評議員の承諾を得た場合は、当該書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会は、評議員の中から議長 1 名を選定する。

2 議長は、評議員会を主催し、法令、本定款、及び評議員会運営規則で定められた職務を行う。

3 議長がその任務を行うことができないときは、当該評議員会で互選された評議員が議長を務める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事及び評議員の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議並びに報告の省略)

第 20 条 理事長が理事会の決議を経て、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該会議において評議員のうちから選定された議事録署名人 1 名並びに出席した理事が、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営に関する事項)

第 22 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定めるところによる。

第 6 章 役 員

(種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 11 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。また、理事のうち 1 名を副理事長、1 名を専務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法による代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることはできない。

4 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 6 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 理事又は監事に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
- 8 評議員会は満80歳を超えた者を、新たに理事又は監事に選任することができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において定めるところにより、その業務を執行する。
 - 4 専務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の途中で満80歳の年齢に達した理事は、原則としてその任期の満了後に再任されないこととする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給することができる。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 31 条 この法人は、役員的一般法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等(一般法人法第 198 条において準用される第 115 条第 1 項の非業務執行理事等をいう。)との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議に基づき、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止

- (3)この法人の業務執行の決定
 - (4)理事の職務の執行の監督
 - (5)理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を行う。
- (1)第19条第2項第4号に定める評議員会が決議した事項の執行
 - (2)評議員会が定める金額未満の金員の借入れ
 - (3)重要な使用人の選任及び解任
 - (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)内部管理体制の整備
 - (6)第31条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事会を招集する場合には、理事会の日時、場所、目的である事項、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会に出席した理事の互選より選出された理事を議長とする。

3 理事長及び前項によって選出された理事が、第30条第1項各号に掲げる取引をしようとする理事に該当する場合、理事会に出席した他の理事を互選により議長とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議並びに報告の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、第 25 条第 5 項の理事長、副理事長及び専務理事の自己の職務の執行の状況の報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事(第 35 条第 2 項及び同条第 3 項の場合は出席した理事及び監事)は、これに記名押印しなければならない。

2 理事会の議事録は、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 39 条 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て選任及び解任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 45 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 理事、監事及び評議員の報酬規程
- (7) 事業計画及び収支予算
- (8) 事業報告及び計算書類等
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 雑 則

(細則)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 号第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法 106 号第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は森 一弘とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。
 - 中村 弓子
 - 小柳 義夫
 - 荻野 弘之
 - 大竹 靖
 - 幸田 和生
 - 原 敬子
 - 有村 浩一
 - 岩本 潤一以上 8 名
- 5 第 9 条、第 24 条第 7 項(行政庁への届出に関する部分に限る。)及び第 42 条は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に基づき公益認定を受けた日から施行する。

<別表:基本財産 (第5条関係)>

財産種別	地番・物量等
土地	東京都新宿区信濃町 33 番 2、7 及び 36 番 8 宅地 1,442.84 m ²
建物	東京都新宿区信濃町 33 番地 2(家屋番号 33 番 2 の 2) 鉄骨・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき地下 1 階 付き 4 階建 1 階 136.38 m ² 2 階 137.84 m ² 3 階 137.84 m ² 4 階 137.84 m ² 地下 1 階 134.32 m ²

(改訂履歴)

平成 23(2011)年 2 月 1 日付 制定

平成 24(2012)年 4 月 1 日付 第 37 条、第 38 条挿入

平成 27(2015)年 5 月 28 日付 第 21 条、第 25 条改訂

2018 年 6 月 25 日付け

- ・表記西暦変更
- ・新第 9 条、新第 20 条、新第 30 条、新第 37 条、新第 41 条、新第 44 条挿入
- ・新第 1 条、新第 3 条～新第 5 条、新第 7 条～新第 8 条、新第 11 条～新第 12 条、新第 15 条、新第 17 条～新第 19 条、新第 21 条、新第 23 条～新第 25 条、新第 27 条、新第 29 条、新第 31 条～新第 33 条、新第 35 条～新第 36 条、新第 38 条～新第 40 条、新第 42 条～新第 43 条、新第 45 条、附則改訂

2020 年 3 月 23 日付け

- ・第 8 条、第 11 条、第 21 条、第 34 条、第 38 条、第 45 条、附則、別表改訂

2020 年 9 月 22 日付け

- ・第 4 条改訂
- ・第 5 条第 3 項追加
- ・新第 8 章第 39 条挿入
- ・附則改訂

2020 年 12 月 21 日付け

- ・第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 37 条改訂

2021 年 1 月 30 日付け

- ・第 8 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条、第 24 条、第 27 条、第 31 条、第 33 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 44 条、附則改訂

2022 年 1 月 11 日付け

- ・公益認定に伴う法人名称の変更

以上